

人口減少に歯止めをかけ、町の
実情に即した「鞍手町ならではの」
施策を実施し、地域課題の
解決を目指します。

鞍手町まち・ひと・
しごと創生総合戦略
—地方創生の基本方針—

鞍手町

平成 28 年 1 月

改訂 平成 29 年 11 月

改訂 平成 30 年 11 月

目 次

第1章 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1	基本方針	1
2	政策5原則の実現	1
3	人口ビジョンと政策目標	2
	(1) 人口ビジョンにおける分析	
	(2) 人口減少時代における重要課題	
	(3) 短期目標	
	(4) 中期目標	
	(5) 長期目標	
	(6) 目標の実現に向けた重点施策	
	(7) 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像	
4	本町の推進体制	7
5	総合戦略のフォローアップ	7
6	地域の特性と課題	8
7	総合戦略の位置付けと期間	9

第2章 政策パッケージ

1	各分野における基本目標	10
	基本目標1 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援	
	基本目標2 鞍手町への新しい人の流れをつくる	
	基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
	基本目標4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する	
2	具体的な施策と重要業績評価指標	12
	(1) 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援	
	(2) 鞍手町への新しいひとの流れをつくる	
	(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
	(4) 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する	

資料編

	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱	16
	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会名簿	17
	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱	18
	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部名簿	19
	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略ワーキングチーム名簿	20
	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)の審議結果の報告	21
	総合戦略策定までの経過	22

第1章 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 基本方針

国においては、平成26年11月に、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。この創生法に基づき、同年12月には、国の人口の将来像を示す「長期ビジョン」とその実現に向けた施策をまとめた平成27年度から5年間の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定（閣議決定）されました。これを受け、本町においても、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案しながら「鞍手町人口ビジョン」、「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしました。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、少子高齢化、人口減少という、わが国が直面する大きな課題に対応するため、鞍手町人口ビジョンの将来展望を踏まえながら、人口を維持することを目的として策定するものです。国が策定した「総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則を基に、安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって町民が安心して働き、結婚・出産・子育ての希望を実現することができる地域社会の構築を目指します。

2 政策5原則の実現

本戦略は、次の政策5原則に基づいて策定しています。

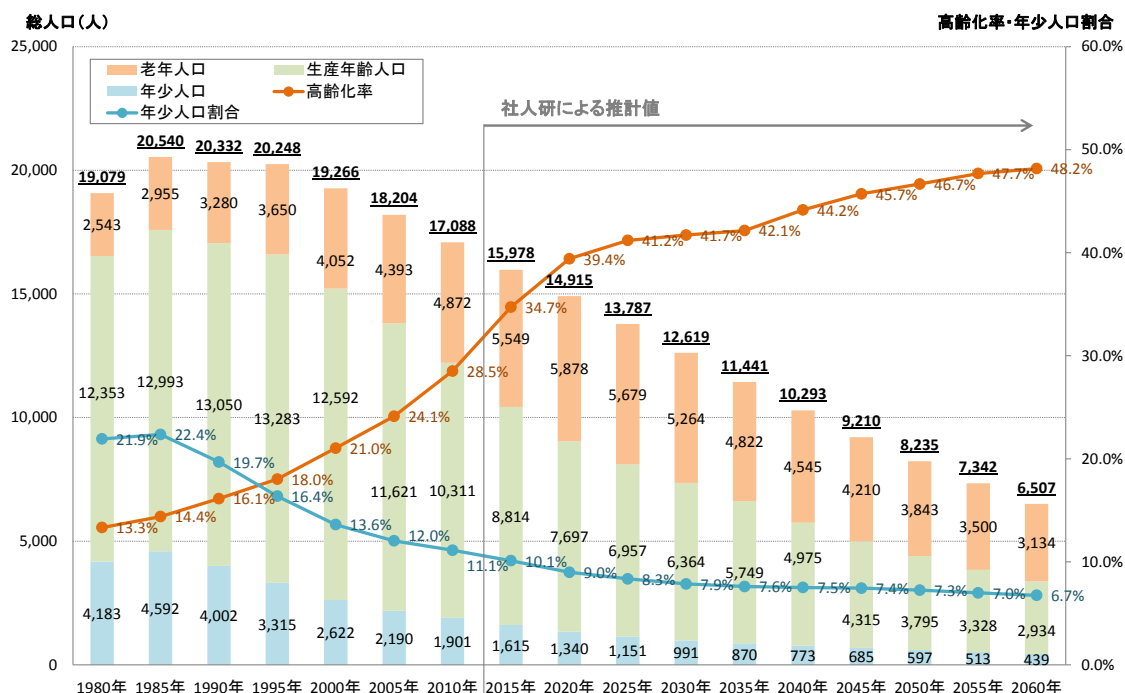
自立性	各施策、構造的な問題に対処し、「ひと」を呼ぶ好循環を確立し、自立につながるようにする
将来性	自立かつ主体的に夢を持って前向きに取り組み、持続的なサイクルを形成し、将来性を確保していく
地域性	本町の地域の実態に応じた施策に取り組み、実情分析や将来予測を行い、戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する
直接性	限られた財源の中で、最大限の成果をあげるため、施策を集中的に実施する
結果重視	P D C Aのメカニズムのもと、具体的な数値を設定し、効果検証と改善、実施を繰り返す

3 人口ビジョンと政策目標

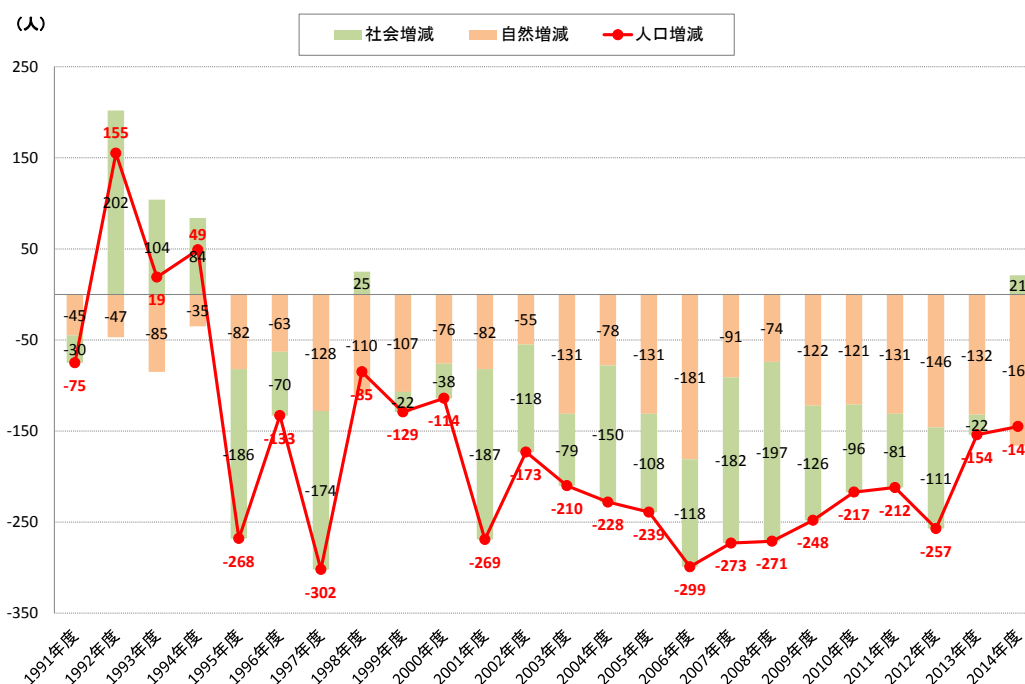
(1) 人口ビジョンにおける分析

近年の鞍手町の人口は、昭和 60（1985）年をピークに減少しており、特に平成 7（1995）年以降は、5 年間で約 1,000 人のペースで減少しています。

特に内訳を見ると、老年人口（65 歳以上）の割合は急速に高まっている反面、生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）と年少人口（14 歳以下）の割合は低下するという厳しい状況となっています。



▲ 図 1 年齢 3 区分別人口の推移（社人研推計）



▲ 図 2 総人口と出生・死亡、転入・転出の推移（出典：住民基本台帳人口移動報告）

また、図2から分かるように、自然動態（出生数－死亡数）については、1991年以降減少が続いており、社会動態（転入数－転出数）についても一時的な増加は見られるものの1995年以降は減少が続いています。なお、2014年度においては、社会動態が21人の増加に転じていますが、理由として、平成24（2012）年に導入した定住促進奨励金交付制度の効果が考えられます。この転入超過については、近年、0歳から14歳までの年少人口の増加が続いていることから、単身世帯よりも子どもを持つ世帯の転入が多いことがうかがえます。

（2）人口減少時代における重要課題

今回の人口分析で最も顕著な数字で表れたのが、30歳代から40歳代までの未婚者の割合と、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率の低さです。

未婚率に関する分析では、1990年以降、男女ともに割合が高まっている状況ですが、2015年に町が行った「結婚・出産・子育てに関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）では、「結婚を希望する人」は83.3%、と高い値を示しており、このギャップをいかになくしていくかが大きな課題です。

また、本町の合計特殊出生率は福岡県内でも最低水準の1.29人となっていますが、アンケート調査では、「理想の子ども数」が、約2.27人となっており、実績値とは0.98人の差が生じています。さらに、1945年以降、母親世代となる15歳から49歳までの女性の人口が減少し、2010年には1985年比で約60%まで減少しており、今後もこの状況が続いていくと、本町の大きな課題の一つとなってきます。

このような現状を踏まえつつ、結婚・出産は「個人の自由が最優先」であることを前提とした上で、この町に住み、結婚し、子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因の除去に取り組む必要があります。

まずは、これらの人々が結婚し、子どもを産み育てたいと思える環境づくりに積極的に取り組むことが重要であるため、人口減少問題に対する危機感と問題意識を行政と町民が共有しながら、以降に示す人口の短期及び中長期目標の達成に向けて具体的施策に取り組んでいくこととします。

（3）短期目標

本戦略の計画期間である平成27年度から平成31年度までの間に社会動態が安定的に増加となることを目標とし、平成32（2020）年10月1日を基準日とする国勢調査の総人口の目標を15,300人とします。

(4) 中期目標

10年後を見据えて、平成37(2025)年の総人口を14,500人に、また、平成52(2040)年の総人口の目標を12,100人とします。

(5) 長期目標

国が掲げる長期ビジョンの期間に合わせた45年後の平成72(2060)年の総人口の目標を9,700人とします。

(6) 目標の実現に向けた重点施策

「結婚・出産・子育てを応援するまち くらて」

短中長期目標を実現するためには、まずは、人口減少に歯止めをかける施策を重点的に行わなければなりません。

本町では、この課題の解決のため人口ビジョンに示した7つの仮定値による人口推計のうち、仮定値Eを目標とします。

◆ 仮定値による将来人口の推計と分析

自然動態……2030年までに合計特殊出生率を2.1に改善【現在値1.29】
 社会動態……年間60組の若者夫婦の移住による改善【現在値21人/年】

【仮定値E】	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
出生数(5年累計)	528	481	489	530	563	529	504	486	459	438	435
合計特殊出生率	1.3※	1.3	1.5	1.8	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
死亡数(5年累計)	-1,026	-1,172	-1,221	-1,265	-1,287	-1,291	-1,288	-1,227	-1,102	-1,005	-945
移動数(5年累計)	-817	-270	-109	-78	-63	-41	-1	8	-2	-12	-15
20~30代移動		-76	10	23	29	40	52	55	52	47	46
人口増減(5年累計)	-1,315	-961	-840	-812	-786	-804	-785	-733	-645	-578	-525
総人口	17,088	16,123	15,282	14,470	13,683	12,879	12,094	11,362	10,717	10,138	9,613

【社人研推計】	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
出生数(5年累計)	528	454	382	329	290	259	230	201	171	145	127
合計特殊出生率	1.3※	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
死亡数(5年累計)	-1,026	-1,172	-1,220	-1,263	-1,285	-1,288	-1,282	-1,216	-1,086	-979	-907
移動数(5年累計)	-817	-390	-225	-193	-176	-148	-95	-68	-60	-59	-55
20~30代移動		-196	-107	-94	-88	-77	-63	-54	-47	-40	-36
人口増減(5年累計)	-1,315	-1,106	-1,063	-1,128	-1,168	-1,178	-1,148	-1,083	-975	-893	-835
総人口	17,088	15,978	14,915	13,787	12,619	11,441	10,293	9,210	8,235	7,342	6,507

▲ 図3 人口推計(仮定値E、社人研推計)

図3の国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、本町における2040

年の人口は10,293人と推計されています。また、平成26年5月に日本創成会議人口減少問題検討分科会が「2040年までの30年間で20歳から39歳までの女性人口の減少率が50%を超える」として896の市区町村を消滅可能都市に挙げたことには日本中に大きな衝撃が走り、本町においては68.1%が減少するとの予測が示されました。これは、福岡県内で最も高い減少率です。この仮定値Eを目標とするにあたり、政策パッケージにおける基本目標の1つでもある「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ため、次の施策を重点化し、全力をあげて取り組んでいきます。

①自然増加を実現するための施策

「鞍手町に住み、結婚し、子どもを産み、育てたい人」の希望をかなえるための施策として、子育て・教育環境の充実による子育ての満足度を高める施策を打ち出し、他市町からの移住も視野に入れた就学前からのきめ細やかな支援や地域の特性を生かした特色のある学校教育の推進など、一貫したサービスを提供します。また、「知・徳・体」のバランスがとれた、社会を生き抜く力を育む教育施策を進め、子育て世代の移住や年少人口の増加に特化した子育て・教育の充実を目指します。先にも示したように、近年は、転入による年少人口の増加が見られるため、この傾向を維持するためにも子育て・教育等の総合的な支援策を通じてU・Iターンを促進する施策を展開し、それぞれのライフスタイルに合わせた支援の充実を図ることで、10年後、20年後に子どもを産み育てる年齢層の確保を図ります。人口推計では、今後、人口減少を増加に転じさせることはもとより、これに歯止めをかけることすら極めて困難な状況となっています。鞍手町ならではの魅力ある施策の展開により人口減少を抑制し、バランスのとれた地域社会の形成を目指します。

②社会増加を実現するための施策

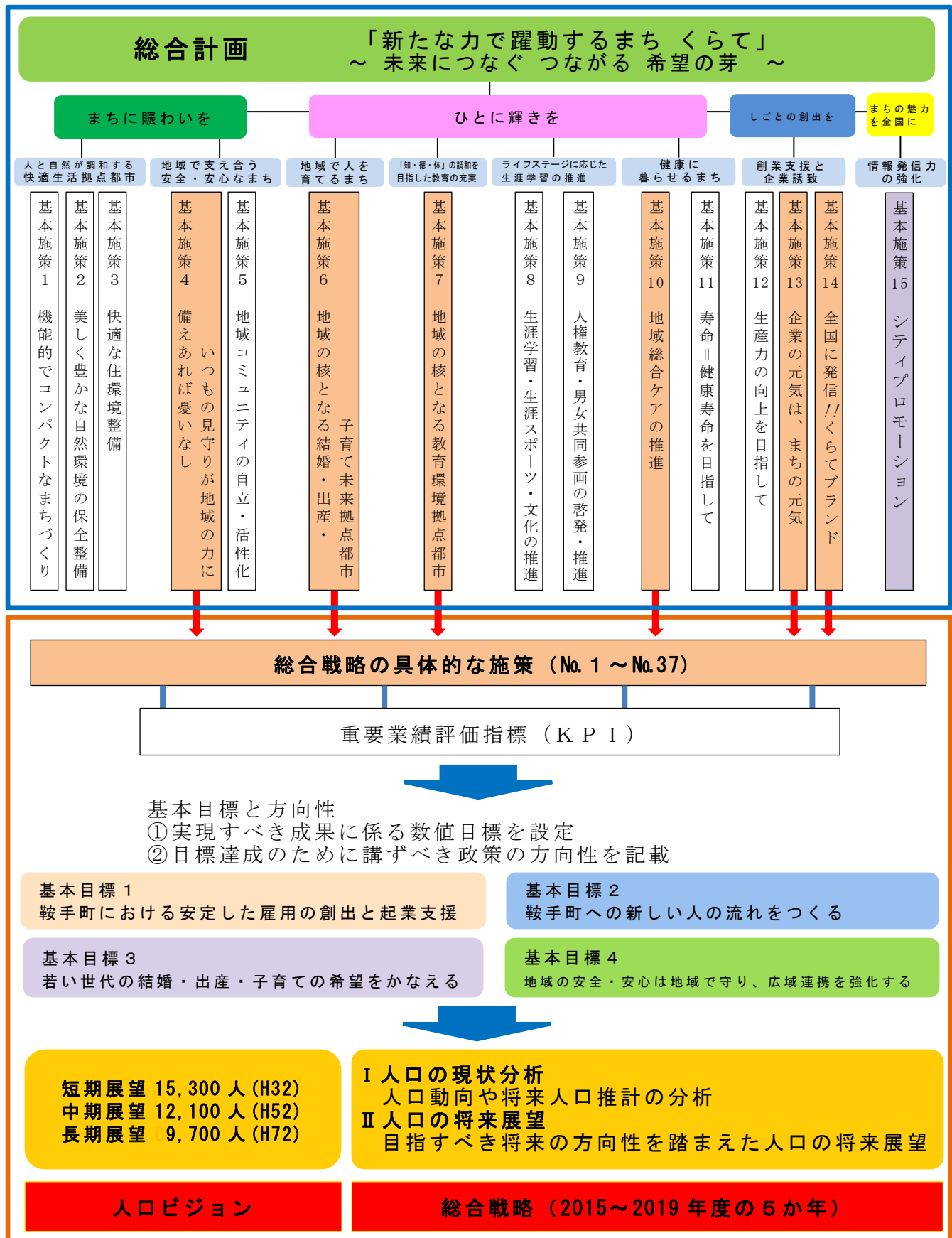
転出については、やむを得ない理由等もあるため、転入を増加させる必要があります。このため、若い世代や子育て世帯にスポットを当て、経済的負担の軽減や安心して子育てができるような施策によって、移住・定住支援を進めることで、社会増加を目指します。これは、安定した生産年齢人口の確保や年少人口の増加にもつながります。

人口問題は、短期間で成果が現れるものではなく、特に出生率は、現時点での年少者が出生数を左右する母親世代になるまで成果が分かりませんが、まずは、今できる施策に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、10年後、20年後の将来人口を維持していくことを目指して全力を挙げて取り組んでいきます。

● U・Iターン Uターンとは、いったん出身地を出た後に再び出身地に戻ることを、Iターンとは、出身地から移住すること。（本戦略では、町内への移住を指す）

(7) 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

総合戦略は、町の最上位計画である総合計画の施策分野から、人口減少問題に立ち向かうための施策分野を抽出し、重点的に取り組むための計画です。



▲ 図 4 総合戦略のイメージ図

4 本町の推進体制

策定については、「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱」に基づき、「産・官・学・金・労・言」の各部門の代表及び公募による町民で構成する委員会及び専門部会による審議のほか、町民参加のグループミーティングやアンケート調査、町職員で構成する推進本部及び部会（ワーキングチームを含む）での検討等により進めました。

会議は、推進委員会を「まち」・「ひと」・「しごと」の3分野に分け、委員と職員で構成した3つの専門部会で施策を論議し、その結果を職員で構成するワーキングチームが検討した具体的施策に反映させて推進委員会に提案し、計画を策定しました。

庁内体制については、推進本部を設置し、まち・ひと・しごと創生に関する情報の収集と全庁的な情報共有を図りました。また、地方創生に関する鞍手町の施策の検討を行う部会（ワーキングチーム含む）を設置し、推進委員会の専門部会と合同会議を開催して十分な審議を行いながら、本戦略の素案を作成しました。なお、総合計画の策定と並行して作業を進めたため、策定事務の効率的な連携を図るとともに調査・分析結果を活用しながら、計画相互の整合性を図りました。

また、幅広い町民の意見や提案を反映した計画とするため、町民アンケート調査を行い、グループインタビューやパブリックコメントを実施することによって、策定の過程で町民からの意見集約に努めました。

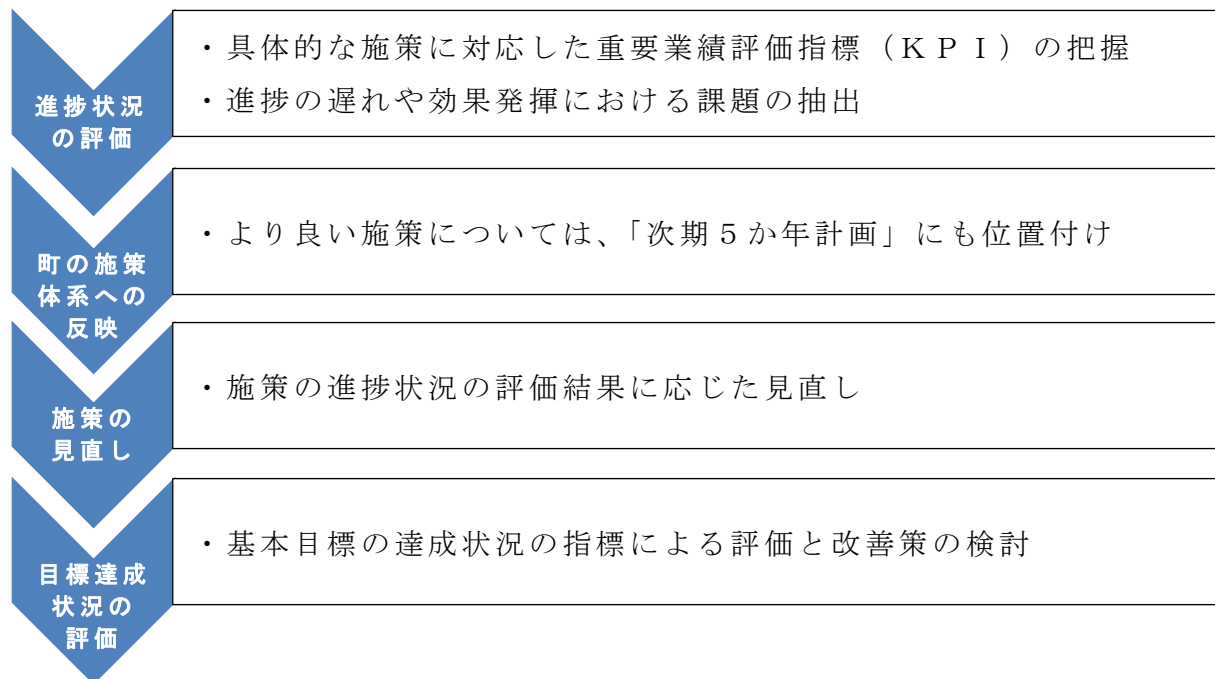
5 総合戦略のフォローアップ

町の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、計画へ盛り込みました。盛り込む施策分野には5年後の基本目標を設定し、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定しています。

また、それぞれの施策に、いずれも具体的な目標値としてK P I（Key Performance Indicator＝重要業績評価指標）を設定し、年度ごとに産官学金労言で構成する推進委員会によるチェックを受けながら、柔軟に事業計画を見直していきます。その際、マネジメントサイクルであるP D C A（Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善））を絶えず繰り返し、その進捗状況や成果を管理します。

-
- アウトプット 施策や事業を実施することによって、直接発生した成果物・事業量を表す指標。
 - アウトカム 施策・事業の実施により発生する効果・成果を表す指標。
 - 重要業績指標（K P I） Key Performance Indicatorの略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

また、5か年の計画期間中は、社会情勢の変化などに対応するため、追加が必要な施策については主要事業計画等として、別途位置付けます。



▲図5 施策の評価・見直しの考え方

6 地域の特性と課題

本町は、人口が集中する市街地、農地と集落が混在する田園地及び山林に大別されます。近年では、平成23年2月に鞍手インターチェンジ、平成27年3月に北九鞍手夢大橋の整備が進んだことで近隣自治体との交通アクセスの向上を図ることができました。

一方、先にも触れたように、平成26年に日本創成会議が発表した「2040年に896の自治体が消滅する可能性がある」とした消滅可能都市のレポートでは、20歳から39歳までの女性人口が2010年に比べて68.1%減少し、町が消滅する可能性がある」と指摘され、その時の町の総人口は約10,000人となり、高齢化率は40%を超えると予測されています。

このような状況の中、人口減少に歯止めをかけるためには、厳しい財政状況を考えると「最小の経費で最大の効果」を実現するための選択と集中が必要不可欠です。今回の施策についても明確なまちづくりの方向性を示し、それを実現するために重点的あるいは優先的に実施する施策を位置づけ、実効性のある計画として総合戦略に取り組まなければなりません。

7 総合戦略の位置付けと期間

平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とし、策定にあたっては、町の最上位計画で平成 28 年度を起点とする第 5 次鞍手町総合計画（目標年度平成 36 年度）や、その実施計画である前期基本計画（目標年度平成 31 年度）を踏まえながら、総合計画における町の将来像である「新たな力で躍動するまち くらて」の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、総合戦略に掲げる具体的施策は、総合計画から戦略に掲げる基本目標に照らした事業を抽出して、具体的施策としての位置づけを行いました。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
総合戦略	→									
第 5 次 総合計画		基本構想	→							
		前期計画				後期計画	→			
第 6 次 行財政改革		→								

▲ 図 6 町の施策と総合戦略の期間

第2章 政策パッケージ

1 各分野における基本目標

鞍手町人口ビジョンの分析結果からは、全国的な人口減少の中、現在の人口流入を維持できない可能性があるだけでなく、福岡県下においても平均を著しく下回る出生率の低さで、高齢者の増加とあいまって人口バランスが大きく偏っていくことが想定されます。

平成26年度に人口の社会増がみられるものの、ほぼすべての年で社会減となっており、加えて、出生数より死亡数が上回る自然減が続いていることから結果的に人口減少が続いています。

こうした現状や将来の課題を踏まえて、今後は、現在の人口を維持していくことを根底に置き、安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。そのための目標として、以下の4つの基本目標を定め、その実現にあたっては、具体的な施策の実施とPDCAサイクルの構築を図ります。

基本目標1 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援

長引く景気低迷から脱却し、緩やかな景気の上昇が見受けられる中、本町においては、農・商・工業者とのネットワークを構築しながら既存事業者や創業予定者などに対し、雇用の場の拡大や新規事業への参入等の支援を行っていきます。また、新たな起業促進等を通じて、時代のニーズや多様化するビジネスに応じた環境をつくることで経済活動を盛んにし、活力のある町を形成していきます。

指 標	現状値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
新規起業数	—	30件
事業所数	552社	582社
従業員数	6,260人	6,400人

※事業所数及び従業員数は経済センサス基礎調査から出典

基本目標2 鞍手町への新しい人の流れをつくる

定住促進奨励金交付制度により平成26年度の社会増減は、平成10年度以来16年ぶりにプラスに転じました。今後も若者世代が鞍手町に住み続けられるような魅力的な移住・定住支援を行います。

また、福岡市、北九州市という2つの政令市に挟まれた「真ん中」にある利便性を活かし、多様な世代に利用しやすい施設や多文化交流の場を整備し、地域住民の交流拠点を形成していきます。加えて、新たな起業による地域ビジネスをイ

ンバウンド観光客の受け皿として発展させ、さらには、文化財や潜在する観光資源を有効に活用し交流人口の増加を目指していきます。

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
社会増減 （転入者数－転出者数）	21 人／年	50 人／年
観光入込客数	127,000 人	300,000 人

※社会増減は住民基本台帳、観光入込客数は福岡県観光入込客推計調査から出典

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

大学や就職等で都市圏への若者の流出が加速化する中、若い世代をわが町鞍手へ呼び戻すための施策として、結婚・出産・子育て・教育世代への切れ目のない支援を行うことでU・Iターンを促進し、共働きでも家庭と仕事を両立しながら子育てしやすい環境や希望どおりに子どもが持てる環境をつくり、年少人口や母親世代の人口減少に歯止めをかけるための支援を行います。

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
0 歳～14 歳までの 人口割合	11%	13%

※住民基本台帳から出典

基本目標 4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

人口の減少や少子高齢化といった要因により、自治会への加入率の低下が顕著に表れ、昔ながらの「向こう三軒両隣」的な相互扶助が年々希薄化しています。このような現状を踏まえ、今後、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を構築するとともに、安全・安心なまちづくりに向けての防犯対策や見守り活動のほか、危機管理体制や地域防災力の充実に努めます。

また、近隣市町との広域連携事業の取り組みを強化します。

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
住みよいと 感じている人の割合	46.2%	80%

※鞍手町人口ビジョン策定に伴う住民アンケートから出典

●インバウンド 「入ってくる、内向きの」という意味で、外から入ってくる旅行、外国人観光客を指す。

2 具体的な施策と重要業績評価指標（平成 26 年度→平成 31 年度）

（1）鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援

安定した雇用を創出するとともに、積極的な企業誘致や創業支援に努めます。
また、新たな産業ビジネスへの参入による起業支援を行います。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
1	雇用対策事業	就業者数	未実施	40 人
2	インターネットショップ起業等支援事業	ショップ起業数	未実施	4 件
3	創業支援事業	起業数	未実施	8 件
4	学校まるごとサブカル事業	起業数	未実施	22 件

（2）鞍手町への新しいひとの流れをつくる

観光による交流人口の拡大と地域の活性化を目的とした観光まちおこし事業に取り組み、交流人口の増加による地域経済の活性化に努めます。また、文化財や潜在する観光資源を活用した地域の活性化を図ります。

①交流人口の拡大

地域の特性を活かした魅力ある観光づくりに努めます。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
5	学校まるごとアニメ事業	観光入込客数	127,000 人	300,000 人
6	体験農園事業			
7	特産品の P R			
8	特産品のブランド化			
9	特産品の販売促進			
10	W i - F i 整備			

※No. 5 再掲

②移住・定住の促進

町の魅力や移住・定住支援策などを多様な手法を通じて発信し、若い世代のライフスタイルに応じた支援を行います。少子化の原因を分析する内閣府の「家族と地域における子育てに関する意識調査」の結果から、晩婚化が進んでいる背景には「経済的に余裕がない」ということが要因の一つとしてあり、若い世代の結婚への動機付けにつながる施策として住宅支援に取り組みます。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
11	鞍手町定住促進奨励金交付事業	転入世帯数	41 世帯	170 世帯
12	民間賃貸住宅建設促進事業	民間賃貸住宅建設戸数	未実施	30 戸
13	新婚及び子育て世帯家賃補助	新婚・子育て世帯の移住世帯数	未実施	30 世帯
14	おためし居住	都市部からの移住世帯数	未実施	5 世帯/年
15	移住・定住の情報発信			
16	空き家バンク	空き家バンクを通じた移住世帯数	未実施	5 世帯/年

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本町の魅力を子育て世代を中心に効果的にアピールし、移住者やUターン者の増加を図り、次代を担う生産年齢人口の厚みを確保していきます。また、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに努めます。

①出会いの場の提供

近年、若い世代の晩婚化や未婚率の上昇が続いていますが、アンケート調査によると、今後、結婚を希望する人は 83.3%と高い割合を示しています。しかし、本町には若い男女が出会える環境が少なく、各種イベント等の開催により出会いの場の提供や結婚につなげるための支援を行います。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
17	新婚・子育て世代への情報の発信	新婚・子育て世帯の移住世帯数	未実施	30 世帯

②安心して子どもを産み、育てる環境づくり

妊娠期や子育て期の支援、医療体制や乳幼児の保健対策等の充実を図ります。また、町全体の学力の底上げを行うため、公立保育所を統合した上で、公立・私立の町内3園を認定こども園化し、就学前教育の付加とスーパー教育などのサービス拡充を行い、質の高い教育と保育を提供することで、子育てと仕事の両立を支援する充実した環境を構築します。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
18	新婚及び子育て世帯家賃補助	新婚・子育て世帯の移住世帯数	未実施	30世帯
19	妊婦健診の拡充	受診率	未実施	90%
20	不妊治療への助成	助成対象者の出生数	未実施	10人
21	乳幼児等医療費支給の拡大	子育て支援策の満足度	未実施	90%
22	医療体制の充実			
23	育児用品の支給			
24	授乳室の整備			
25	保育事業への就学前教育の導入			

※No.18は再掲

③児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実

変化の激しい現代社会を生きる子どもたちに、確かな学力を身に着けさせる教育施策を展開しながら、学力の向上を図るとともに、シビックプライドを醸成しながら魅力的な人づくりを行います。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
26	小学校交流事業	子育て（教育）支援策の満足度	未実施	90%
27	学習アシスタント事業			
28	放課後教室の設置			
29	英語教育の充実			
30	ふるさと歴史学習			
31	教育相談員の配置			

●シビックプライド 自分が住んでいるまちに対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもまちを形成している一人であるという認識を持つこと。

(4) 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

①安全・安心なくらしの確保

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる相互扶助の体制づくりに努めます。また、地域における防災体制を強化するとともに防災訓練の実施等を通じ、自主防災組織の活動を支援しコミュニティの形成を推進します。

No.	事業名	K P I	現状値	目標値
32	生活支援体制整備事業	支援体制の満足度	未実施	15 団体
33	避難行動要支援者名簿活用事業	避難訓練の実施数	4 件	7 件
34	防犯対策事業	犯罪件数	173 件	犯罪件数の減少

②広域連携の強化

北九州市を中心都市とする連携中枢都市圏構想の取り組みを積極的に行います。

また、直方・鞍手広域連携事業では、福岡県、直方市、宮若市、小竹町及び本町で構成したプロジェクトにより連携事業の取り組みを積極的に行います。

加えて、直方宗像線沿線自治体連携事業では、直方市、宗像市及び本町で構成した組織での取り組みを推進していきます。

No.	事業名（重要業績指標）	K P I	現状値	目標値
35	連携中枢都市圏事業	連携事業件数	未実施	25 事業
36	直方・鞍手広域連携プロジェクト		2	
37	直方宗像線沿線自治体連携事業		1	

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成27年4月30日
鞍手町告示第43号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり町の実情に応じた自主的な施策を策定及び実施するため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関の役職員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者を有する者
- (4) 公募委員
- (5) 行政職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合は新たに補充し、任期は前任者の在任期間とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に委員をもって構成した専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、施策の策定にあたり、その内容について調整するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は政策推進課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

選出区分		選出母体	役 職	氏 名
の行政 役職機 関員	教育（学）	鞍手町教育委員会	教育委員	堀 角 泰 正
	産業（産）	鞍手町農業委員会	副会長	小長光 隆
公共的 団体等 の役職 員	産業（産）	鞍手町商工会	経営支援員	丸 岡 未 来
	産業（産）	直鞍農業協同組合	理 事	相 葉 富 雄
	産業（産）	鞍手工業団地協同組合	専務理事	松 山 進
	産業（産）	株式会社プレジール	代表取締役	川 上 秀 明
	労働（労）	タカラスタANDARD株式会社福岡工場	労働組合中央執行委員	高 山 和 将
	住民代表	社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会	会 長	由 衛 久 子
	住民代表	鞍手町区長会	副会長	柿 原 義 和
学識 経験 を有 する 者	教育（学）	福岡教育大学	社会科教育講座 教授	豊 蔭 啓 司
	教育（学）	西日本工業大学	デザイン学部建築学科 教授	岡 田 知 子
	教育（学）	idea愛ランド	子育て研究家	栗 田 恵
	金融（金）	西日本シティ銀行鞍手支店	支店長	畑 中 信 行
	金融（金）	福岡銀行直方支店	支店長	平 川 毅
	メディア （言）	有限会社カヨシステム	代表取締役	山 本 華 世
住民代表		公募委員		杉 山 真 理
		公募委員		許 斐 利 枝
行政 職員	行政（官）	鞍手町	副町長	—
合 計		18（20名以内）		

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

平成27年 1月22日
鞍手町告示第7号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部員の中から統括を指名する。
- 5 統括は、本部長、副本部長の命を受けて、第6条に規定する部会を掌理する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。
- 3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。
- 7 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

(庶務)

第7条 本部、部会及びワーキングチームの庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

本部長	町長	岡崎 邦博
副本部長	副町長	—
本部員	会計管理者 (兼会計課長)	櫻井 順子
〃	総務課長	三戸 公則
〃	政策推進課長	藤原 光徳
〃	地域振興課長	立石 一夫
〃	税務住民課長	梶栗 恭輔
〃	保険健康課長	芝野 英和
〃	福祉人権課長	石井 通稔
〃	農政環境課長 (兼農業委員会事務局長)	筒井 英和
〃	建設課長	松永 憲昌
〃	上下水道課長	原 敏勝
〃	議会事務局長	渡邊 智文
〃	教育課長	古後 憲浩

■事務局

統括	政策推進課長	(藤原 光徳)
庶務総括	政策推進課 政策係長	高橋 奈美江
庶務担当	政策推進課 主査	後藤 隆宏

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バシヨについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。



●「ふっくらくurate」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

【ふっくら くurate】 [名詞]